

協議第6号

地方税の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

1 個人市町民税

均等割の税率については、合併翌年度（平成17年度）から2,500円（標準税率）に統一する。

納期については、合併翌年度（平成17年度）から祖父江町の制度に統一する。

減免については、合併翌年度（平成17年度）から稲沢市の制度に統一する。

2 法人市町民税

法人税割の税率については、合併翌年度（平成17年度）から稲沢市の制度に統一する。

3 固定資産税

納期については、合併翌年度（平成17年度）から祖父江町の制度に統一する。

減免については、合併翌年度（平成17年度）から稲沢市の制度に統一する。

4 軽自動車税

納期については、合併翌年度（平成 17 年度）から祖父江町の制度に統一する。

5 都市計画税

税率については、合併翌年度（平成 17 年度）に、現稲沢市域の税率を 0.3%、現中島郡祖父江町域の税率を 0.2%、現中島郡平和町域の税率を 0.1%とし、合併後 2 年度（平成 18 年度）に、現稲沢市域の税率を 0.3%、現中島郡祖父江町域及び現中島郡平和町域の税率を 0.2%とする不均一課税を実施し、合併後 3 年度（平成 19 年度）に、税率 0.3%を新市に適用する。

平成 15 年 11 月 5 日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会 長 服 部 幸 道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	9 地方税の取扱い
調整の内容	<p>稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人市町民税 均等割の税率については、合併翌年度（平成 17 年度）から 2,500 円（標準税率）に統一する。 納期については、合併翌年度（平成 17 年度）から祖父江町の制度に統一する。 減免については、合併翌年度（平成 17 年度）から稲沢市の制度に統一する。 2 法人市町民税 法人税割の税率については、合併翌年度（平成 17 年度）から稲沢市の制度に統一する。 3 固定資産税 納期については、合併翌年度（平成 17 年度）から祖父江町の制度に統一する。 減免については、合併翌年度（平成 17 年度）から稲沢市の制度に統一する。 4 軽自動車税 納期については、合併翌年度（平成 17 年度）から祖父江町の制度に統一する。 5 都市計画税 税率については、合併翌年度（平成 17 年度）に、現稲沢市域の税率を 0.3%、現中島郡祖父江町域の税率を 0.2%、現中島郡平和町域の税率を 0.1%とし、合併後 2 年度（平成 18 年度）に、現稲沢市域の税率を 0.3%、現中島郡祖父江町域及び現中島郡平和町域の税率を 0.2%とする不均一課税を実施し、合併後 3 年度（平成 19 年度）に、税率 0.3%を新市に適用する。

【提案理由】

地方税については、課税の原則に沿って、公正かつ中立に賦課を行う必要があり、新市における一体性の確保、負担の公平性、財源確保等の観点から、上記のとおり調整の方針を提案する。

（説明）

地方税は、地方税法に基づき賦課されるもので、財政の骨格を形成するものです。

公正かつ中立な税制のもとで、新市における行政サービスの均一かつ効果的な提供を行っていく必要がありますが、関係市町間で賦課に関して大きな差異があるものについては、激変緩和のための経過措置を講じる必要があるものです。

【現況】

税目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
個人住民税	<p>均等割 ・税率 2,500 円/年 (標準税率)</p> <p>納期 第 1 期 6 月 15 日から同月 30 日まで 第 2 期 8 月 1 日から同月 31 日まで 第 3 期 10 月 1 日から同月 31 日まで 第 4 期 1 月 1 日から同月 31 日まで</p> <p>減免 減免対象 減免額 (1)退職によるもの 所得割額の 1/2 前年総所得金額 200 万円以下 本年総所得金額が前年比 1/2 (2)生活保護法によるもの 納付額全部 (3)雇用保険法によるもの 前年総所得金額 100 万円以下 納付額全部 " 100 万円超え 200 万円以下 納付額の 1/2 (4)死亡によるもの 納付額全部 前年総所得金額 400 万円以下 (5)長期療養によるもの 納付額全部 (6)天災その他特別の事情 市長の認める額</p>	<p>均等割 ・税率 2,000 円/年 (標準税率)</p> <p>納期 第 1 期 6 月 1 日から同月 30 日まで 第 2 期 8 月 1 日から同月 31 日まで 第 3 期 10 月 1 日から同月 31 日まで 第 4 期 1 月 1 日から同月 31 日まで</p> <p>減免 減免対象 減免額 (1)生活保護法によるもの 税額の全部 (2)所得税法に規定する勤労学生 税額の全部 (3)前年所得があり当該年にないもの ・前年総所得金額 250 万円以下で 50/100 ~ 本年所得が 1/2 以下の者 30/100 ・前年総所得金額 250 万円以下で 税額の全部 死亡した者 ・長期療養を要する者 税額の全部 ・雇用保険法による者 税額の全部 ~ 50/100 (4)障害者、未成年者等 50/100 (5)障害者、老年者等で納税の義務 を負わない夫の妻 50/100 (6)天災、その他特別の事情 税額の全部 ~ 25/100</p>	<p>均等割 ・税率 2,000 円/年 (標準税率)</p> <p>納期 第 1 期 6 月 15 日から同月 30 日まで 第 2 期 8 月 1 日から同月 31 日まで 第 3 期 10 月 1 日から同月 31 日まで 第 4 期 1 月 1 日から同月 31 日まで</p> <p>減免 減免対象 減免額 (1)生活保護法によるもの 税額の全部 (2)所得が皆無、生活が著しく 困難となったもの及びこれに 準ずるとみとめられたもの 税額の全部 (3)学生及び生徒 税額の全部</p>	<p>均等割の税率については、合併翌年度 (平成 17 年度) から 2,500 円 (標準税率) に統一する。</p> <p>納期については、合併翌年度 (平成 17 年度) から祖父江町の制度に統一する。</p> <p>減免については、合併翌年度 (平成 17 年度) から稲沢市の制度に統一する。</p>
法人住民税	<p>法人税割 ・資本金額等 1 億円超又は法人税額 800 万円 13.7% ・上記以外 12.3%</p>	<p>法人税割 ・標準税率 12.3%</p>	<p>法人税割 ・標準税率 12.3%</p>	<p>法人税割の税率については、合併翌年度 (平成 17 年度) から稲沢市の制度に統一する。</p>

<p>固定資産税</p>	<p>納期 第1期 4月15日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 2月1日から同月末日まで</p> <p>減免(都市計画税も含む) 市税条例第65条 (市都市計画税条例) 固定資産税及び都市計画税の減免要綱</p>	<p>納期 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 2月1日から同月末日まで</p> <p>減免(都市計画税も含む) 町税条例第71条 (町都市計画条例) 町税減免に関する規則</p>	<p>納期 第1期 4月15日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 2月1日から同月末日まで</p> <p>減免 町税条例第71条</p>	<p>納期については、合併翌年度(平成17年度)から祖父江町の制度に統一する。</p> <p>減免については、合併翌年度(平成17年度)から稲沢市の制度に統一する。</p>
<p>軽自動車税</p>	<p>納期 5月11日から同月31日まで</p>	<p>納期 5月1日から同月31日まで</p>	<p>納期 5月15日から同月31日まで</p>	<p>納期については、合併翌年度(平成17年度)から祖父江町の制度に統一する。</p>
<p>都市計画税</p>	<p>税率 100分の0.3</p>	<p>税率 100分の0.2</p>	<p>なし</p>	<p>税率については、合併翌年度(平成17年度)に、現稲沢市域の税率を0.3%、現中島郡祖父江町域の税率を0.2%、現中島郡平和町域の税率を0.1%とし、合併後2年度(平成18年度)に、現稲沢市域の税率を0.3%、現中島郡祖父江町域及び現中島郡平和町域の税率を0.2%とする不均一課税を実施し、合併後3年度(平成19年度)に、税率0.3%を新市に適用する。</p>

【先進事例】

(特例措置 有)

都道府県	市町村名	合併の期日	合併の方式	関係団体	人口(人)	面積(k㎡)
新潟県	新発田市	平成 15 年 7 月 7 日	編入	新発田市	80,734	433.59
				豊浦町	9,870	35.95
個人市町民税	(合併前)新発田市 2,500 円 豊浦町 2,000 円 合併年度及びこれに続く3ヵ年度(平成 18 年度まで)は不均一課税とし、平成 19 年度から新発田市の制度を適用する。					
法人市町民税	(合併前)新発田市 14.7% 豊浦町 12.3% 合併年度及びこれに続く3ヵ年度(平成 18 年度まで)は不均一課税とし、平成 19 年度から新発田市の制度を適用する。					
都市計画税	(合併前)新発田市 0.2% 豊浦町 適用なし 合併年度及びこれに続く3ヵ年度(平成 18 年度まで)は現行どおりとし、新市で調整する。					

都道府県	市町村名	合併の期日	合併の方式	関係団体	人口(人)	面積(k㎡)
広島県	廿日市市	平成 15 年 3 月 1 日	編入	廿日市市	73,587	47.89
				佐伯町	12,621	194.83
				吉和村	853	145.50
個人市町民税	(合併前)廿日市市 2,500 円 佐伯町 2,000 円 吉和村 2,000 円 均等割は、標準税率である 2,500 円に統一する。ただし、地方税法の規定により合併する日が属する年度及びその翌年度は現行の税率を採用する。					
法人市町民税	(合併前)廿日市市 14.5% 佐伯町 12.3% 吉和村 12.3% 法人税割の税率は、廿日市市の例により、14.5%とする。					
都市計画税	(合併前)廿日市市 0.1% 佐伯町 指定なし 吉和村 指定なし					

都道府県	市町村名	合併の期日	合併の方式	関係団体	人口(人)	面積(k㎡)
福岡県	宗像市	平成 15 年 4 月 1 日	新設	宗像市	81,588	76.82
				玄海町	9,559	34.68
個人市町民税	(合併前)宗像市 2,500 円 玄海町 2,000 円 均等割については、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する日が属する年度は現行の税率を採用し、不均一課税とする。					
法人市町民税	(合併前)宗像市 14.7% 玄海町 12.3% 法人税割は、宗像市の例による。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併後 3 年間は現行の税率を採用し、不均一課税とする。					
都市計画税	(合併前)宗像市 0.2% 玄海町 指定なし					

(特例措置 無)

都道府県	市町村名	合併の期日	合併の方式	関係団体	人口 (人)	面積 (k m ²)
千葉県	野田市	平成 15 年 6 月 6 日	編入	野田市	119,922	73.72
				関宿町	31,275	29.82
個人市町民税	(合併前) 野田市 2,500 円 関宿町 2,000 円 均等割については、両市町の内容に違いがあるので、野田市の制度を適用する。所得割については、両市町とも同一内容なので現行のとおりとする。					
法人市町民税	(合併前) 野田市 均等割 標準の 1.2 倍 法人税割 14.7% 関宿町 均等割 標準税率 法人税割 12.3% 両市町で税率が異なるので、野田市の税率とする。					
都市計画税	(合併前) 野田市 0.2% 関宿町 0.3% 両市町で税率が異なるので、野田市の税率とする。					

【法令・取扱通知等】

市町村の合併の特例に関する法律 (昭和 4 0 年法律第 6 号) 抜粋

(地方税に関する特例)

第 1 0 条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

(第 2 項 省略)

3 合併関係市町村のいずれかが市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村 (首都圏整備法 (昭和三十一年法律第八十三号) 第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法 (昭和三十八年法律第二百二十九号) 第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法 (昭和三十九年法律第二百二号) 第二条第一項に規定する中部圏内にある指定都市及びその区域の全部又は一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にある指定都市以外の市町村をいう。以下この項において同じ。) である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が市であるときは、当該市町村の合併が行われた日の属する年 (当該市町村の合併が行われた日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年の前年。以下この項において同じ。) の翌年の一月一日において特定市町村である市である合併市町村の区域内に所在する市街化区域農地 (地方税法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。) で

当該市町村の合併が行われた日の前日において合併関係市町村(特定市町村である市を除く。)の区域内に所在する市街化区域農地であつたもの(以下この項において「特例対象市街化区域農地」という。)に対して課する当該市町村の合併が行なわれた日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分(当該特例対象市街化区域農地が、一月一日において当該合併市町村以外の市町村の区域内に所在することとなつた場合にあつては、同日を賦課期日とする年度の前年度までの各年度分)の固定資産税又は都市計画税については、当該特例対象市街化区域農地を地方税法附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなして、同法を適用する。

地方税法(昭和25年法律第226号)抜粋

(地方団体の課税権)

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第3条 地方公共団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

(市町村が課することができる税目)

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別な事情があるものについては、この限りでない

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

(第3項から第5項 省略)

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税
- (5) 国民健康保険税

(公益等に因る不均一課税免除及び不均一課税)

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一課税をすることができる。

(受益に因る不均一課税及び一部課税)

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税することができる。

(市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継)

第8条の2 市町村の廃置分合があつた場合(次条第1項本文の規定に該当する場合を除く。)においては、当該廃置分合により消滅した市町村(以下本条において「消滅市町村」という。)に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利(以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。)は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村(以下本条において「承継市町村」という。)の区域によつて、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続き及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て(異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ)その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続きとみなす。

(第2項から第4項 省略)

【参考資料】

地方税の概要

地方自治体は、地域に密着した教育、保健衛生、上下水道、警察・消防など福祉や生活環境を中心とした仕事(公共の仕事)を行うため、地方税法、条例により、これらに必要な経費を税金という形で住民の方々に負担していただいています。地方税は、道府県税と市町村税に分けられ、市町村税について次のようになっています。

1 市町村民税

市町村民税は道府県民税と合わせて一般に個人住民税と呼ばれ、次のとおりです。

(1) 個人市町村民税

個人の市町村民税と道府県民税は、納税者や税額計算のもととなる所得金額などが同じため、納税者が便利のように市が道府県民税も合わせ課税し、合算して納めていただく制度になっています。

ア 均等割

個人市町村民税の均等割の標準税率は人口に応じて異なり、次のように定められています。1市2町とも、その人口に応じた標準税率を適用しています。

市町村民税（年額）	人口50万以上の市	3,000円
	人口5万以上50万未満の市	2,500円
	人口5万未満の市と町村	2,000円
道府県民税（年額）		1,000円

イ 所得割

個人市町村民税の所得割は、前年中の所得に対して課税されます。1市2町とも標準税率で、3%、8%、10%の3段階となっています。（個人県民税2%、3%の2段階）

標準税率 地方公共団体が課税する場合に、通常よるべき税率として地方税法に規定されている標準的な税率

(2) 法人市町村民税

ア 均等割

法人市町村民税の均等割は、所得の有無にかかわらず課税されます。標準税率は、資本金等と従業員数に応じて9段階に分かれており、制限税率は1.2倍までとなっています。（法人県民税は資本金等の額に応じて5段階）

イ 法人税割

法人市町村民税の法人税割は、原則として国に納付する法人税額に市で定められている税率を乗じて計算します。標準税率は12.3%、制限税率は14.7%となっています。

稲沢市は、次のとおり超過課税を採用していますが、2町は標準税率です。

資本金1億円を超える法人又は資本金1億円以下で法人税額が年800万円を超える法人	13.7%
資本金1億円以下でかつ法人税額が年800万円以下の法人	12.3%

超過課税については、昭和59年7月1日から平成16年6月30日までの間に終了する事業年度分の法人税割に適用されます。（5年ごとに見直しがある）

（法人県民税は県条例で5.8%。ただし、資本金又は出資金が1億円以下で、かつ、法人税額が年1,500万円以下の法人は5%）

制限税率 地方公共団体が税率を定める場合に、それを超えることができない税率

2 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋や償却資産にかかる税金で、納税義務者は、毎年1月1日（賦課期日）現在の固定資産の所有者です。評価は固定資産評価基準に基づき行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定し、税率を乗じて算出します。税率は、地方税法第350条で標準税率は1.4%、制限税率は2.1%と規定されています。実施税率は、1市2町とも標準税率の1.4%となっています。

なお、2町が合併により市になると、市街化区域農地に対する固定資産税及び都市計画税について宅地並課税が適用されますが、合併特例法の規定により、合併の翌年の1月1日を賦課期日とする年度（平成18年度）から5年度分については宅地並課税の適用を停止する措置が講じられており、6年度目（平成23年度）から宅地並課税が適用されます。

償却資産 工場で使われる機械や事務所の備品などの事業用資産をいう。ただし、営業権や特許権などの無形減価償却資産、自動車税や軽自動車税がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除く。

3 都市計画税（稲沢市、祖父江町のみ）

都市計画税は、都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に土地や家屋のある人や会社などにかかる税金で、市町村が行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てられています。税額の計算方法は、固定資産税とほぼ同じです。

税率は地方税法第704条の4で0.3%を超えることができないとされ、稲沢市は0.3%、祖父江町は0.2%の課税で平和町は賦課していません。

<都市計画税を充当した主な事業>

稲沢市	祖父江町
<ul style="list-style-type: none">公園（都市公園整備事業）土地区画整理（稲沢西土地区画整理事業特別会計繰出金、下津陸田土地区画整理事業特別会計繰出金、尾張西部都市拠点地区土地区画整理事業負担金）公共下水道	<ul style="list-style-type: none">街路（都市計画街路尾西森上線駅前広場整備）公共下水道

4 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在登録のある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車などの所有者にかかる税金で、税率は1市2町とも、車種、総排気量などにより1台当たりの年額で定められており、例えば、50cc以下の原動機付自転車は年額1,000円、自家用の軽四輪乗用車は年額7,200円などであり、制限税率は標準税率の1.2倍と定められています。

1市2町ともに、標準税率となっています。

5 特別土地保有税

平成15年度の税制改正により、課税保留の措置がとられています。

6 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に国税、道府県税、市町村税が含まれています。納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者であり、税率は1市2町とも、製造たばこ1,000本につき、2,977円、旧3級品（わかば、しんせいなど6品目）は、1,412円となっています。

平成14年度市（町）税調定額（現年課税分）

単位：千円

区 分	稲沢市	祖父江町	平和町	摘要
個人市（町）民税	4,707,943	979,716	488,504	
法人市（町）民税	1,391,419	90,377	166,318	
固定資産税	7,710,929	1,395,967	876,546	
軽自動車税	95,141	30,187	15,418	
市（町）たばこ税	632,405	100,043	74,489	
特別土地保有税	0	0	0	
都市計画税	717,996	62,760	0	
計	15,255,833	2,659,050	1,621,275	
人口（人）	100,493	23,296	13,355	
1人当たりの負担額（円）	151,809	114,141	121,398	
世帯数（世帯）	34,634	6,691	3,987	
1世帯当たりの負担額（円）	440,487	397,406	406,640	

人口、世帯数は、平成14年4月1日現在